

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和7年7月1日

区 民 委 員 会

速 報 版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時57分開会

○かねだ正委員長 おはようございます。

それでは、これより区民委員会を開会をさせていただきます。

————— ◇ —————

○かねだ正委員長 記録署名員2名を私より指名させていただきます。

吉田委員、横田委員、よろしくお願いします。

すみません。開会しましたけれども、1点。委員会の審査が長時間になった場合には休憩を取りますが、休憩時間でなくても、トイレには我慢せずに行っていて構いませんので、よろしくお願い申し上げます。

————— ◇ —————

○かねだ正委員長 次に、管理職の紹介を議題といたします。

新しい委員構成になって初の区民委員会でありますので、管理職の紹介があります。

初めに、副区長から部長級職員について紹介をお願いします。

○副区長 おはようございます。

私から区民委員会所属の部長級職員を紹介いたします。

田ヶ谷正区民部長です。

茂木聡直地域のちから推進部長です。生涯学習支援室長を兼務いたします。

橋本太郎絆づくり担当部長です。絆づくり担当課長の事務取扱をいたします。

なお、森太一区民担当部長は、本日病気療養のため欠席となっております。

私からは以上になります。

○かねだ正委員長 続いて、区民部長から、所管の課長級職員の紹介をお願いします。

○区民部長 区民部長の田ヶ谷でございます。

私からは、区民部内の課長級職員を御紹介いたします。

秦章雄課税課長です。定額減税給付金担当課長を兼務いたします。

鈴木和広納税課長です。

村本浩史特別収納対策課長です。福祉部特命担当課長及び足立福祉事務所特命担当課長を兼務いたします。

山本克広戸籍住民課長です。

早崎直人国民健康保険課長です。

島田裕司高齢医療・年金課長です。

私からは以上でございます。

○かねだ正委員長 続いて、地域のちから推進部長から、所管の課長級職員の紹介をお願いします。

○地域のちから推進部長 私からは、地域のちから推進部内及び生涯学習支援室内の課長級職員を紹介いたします。

江川博文地域調整課長です。住区推進課長を兼務いたします。

鈴木淳子多様性社会推進課長です。

江連嘉人地域文化課長です。生涯学習支援課長を兼務いたします。

原田裕介スポーツ振興課長です。

大久保慎也中央図書館長です。3分野連携担当課長を兼務いたします。

河合郁子図書館サービスデザイン担当課長です。

私からは以上でございます。

————— ◇ —————

○かねだ正委員長 それでは次に、所管事項を議題といたします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

所管事項につきましては、既に資料配布をいたしましたので、説明に代えさせていただきます。

————— ◇ —————

○かねだ正委員長 次に、議案の審査に移ります。

初めに、(1)第64号議案 足立区特別区税条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

執行機関説明をお願いします。

○区民部長 私からは、議案第64号 足立区特別区税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

資料の2ページをお開きください。

項番1の、特別区民税の改正内容から御説明いたします。

(1)でございます。大学生年代の子等に関する特別控除の創設でございます。大学生年代の子等の特定扶養控除の所得要件を、48万円から58万円に拡大するものです。

更に、中程の表を御覧ください。所得金額が58万円を超えた場合でも、特定親族特別控除を創設し、所得金額に応じて控除額が段階的に低減する仕組みが導入されます。令和8年度から適用する予定でございます。

(2)を御覧ください。公益信託制度の見直しに関する規定整備でございます。公益信託制度を活用しやすくするため、信託事務に関連する寄付を寄付金税額控除の対象として、贈与についても公益法人と同様にするものでございます。

3ページの(3)を御覧ください。能登半島地震を踏まえ、減免理由が明らかで減免する必要がある場合は、区長が職権による減免を可能とする規定でございます。

項番2の、軽車両税の改正でございます。

今年の11月より、総排気量125cc以下の二輪車について、最高出力を50ccに制御したバイクが販売されます。この新基準のバイクの種別割の税額を年額2,000円と規定するものでございます。

項番3の、特別区たばこ税の改正でございます。

加熱式たばこの課税方式の見直しに伴い、規定整備するものです。加熱式たばこについては、現行の重量と小売定価を基に紙たばこに換算する方式から、重量のみで換算する方式に変更するものです。増税となる部分の激変緩和を図るため、令和8年4月1日からは現行の換算と新しい換算を併用し、令和8年10月1日からは新方式のみで積算をいたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○かねだ正委員長 それでは、何か質疑はありますか。

○横田ゆう委員 何点かちょっと確認をしたいのですが、この改正というのは、税法の見直しによって、それに伴う改正ということでしょうか。

○課税課長 横田委員のおっしゃるとおりでございます。

○横田ゆう委員 今回の所得税の改正では、基礎控除ですとか、それから給与所得控除の見直し、それから扶養親族等の所得要件の引上げも行われていると思います。所得税については、基礎控除の見直しが行われたのに対して、個人住民税の基礎控除の見直しは見送られたということになっていると思いますが、いかがでしょうか。

○課税課長 横田委員のおっしゃるとおりでございます。

○横田ゆう委員 今、問題になっていることは、個人住民税の基礎控除が、引上げが見送られたとい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

うことは大変重大な問題だと思っています。改正の恩恵を受けられるのは、年収が110万円から190万円の給与所得者に限られるということで、物価高騰が全ての人に襲いかかって苦しい中、年金生活者ですとか、給与所得ではないフリーランスの方、個人事業主、非課税世帯、そして年収190万円を超える方には個人住民税の軽減が及ばないということで、取り残されることになります。この問題について、我が党は国会で、最も経済的に厳しい方が救済されないということを指摘し、反対討論も行っております。まずは、この問題点を指摘しておきたいというふうに思います。

○かねだ正委員長 よろしいですね、御指摘ということで。

ほかにはありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○かねだ正委員長 よろしいですか。それでは質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

○杉本ゆう委員 可決をお願いします。

○さの智恵子委員 可決をお願いいたします。

○横田ゆう委員 この物価高騰の折に最も生活が厳しい方を救済できないことを指摘しましたが、法改正に伴うものですので、条例には賛成します。

○かねだ正委員長 条例には賛成。

○横田ゆう委員 はい。賛成します。

○野沢てつや委員 可決をお願いします。

○かねだ正委員長 それでは、本案は原案とおりの可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○かねだ正委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第65号議案 権利の放棄についてを単

独議題といたします。

それでは執行機関の説明をお願いします。

○地域のちから推進部長 では、地域のちから推進部議案資料の2ページをお開きください。

権利の放棄についてでございます。返却の見込みがない図書資料について、返還請求の権利を放棄したいと考えております。

項番の1になります。返却期日から10年を経過した資料、返却期日から5年を経過かつ督促先不明となった資料について、今回放棄したいと考えております。

項番の2を御覧ください。人数にしますと193名、574冊、74万1,571円になります。

項番の3になります。こちらの方は8ページの方を御覧ください。これまでの取組を簡単に御説明したいと思います。

8ページの方は、平成28年1万9,442冊あった未返却図書で、こちらの方、少しずつアクションプランに基づいて取組してきました、令和7年度においては574冊というところで、今取り組んでいるところでございます。

ページ戻りまして、3ページを御覧ください。

今後の方針です。我々としては、未返却図書資料対策プランに基づいて、今後も引き続き、しっかりと対策を行っていききたいというふうに考えております。

私からの説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いします。

○かねだ正委員長 それでは何か質疑はありますでしょうか。

○さの智恵子委員 こちら権利の放棄ということで、今回御報告がございました。こちら図書資料につきましては、毎年アクションプランに基づいて、このような形で権利の放棄をされておりまして、今様々な対策もされておりまして、令和5年から令

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

和6年に対しては約15%、649冊減少ということでございます。

様々な対策の一つとして、今貸出しの停止等も行いながら、早期に督促をということで進めておりまして、厳しくも行っておりますが、現在何人の方がこの貸出し停止という状況になっているかというのとは分かりますでしょうか。

○中央図書館長 直近の数字ではないのですが、令和7年度4月時点で取った統計ですと、貸出し停止になった方が約500名ほどいらした状態。

○さの智恵子委員 分かりました。これすぐ返せば貸出しは解除になりますけれども、その500人のうちまだ返さないでいらっしゃる方というのは、そのうち何%ぐらいに当たるのでしょうか。

○中央図書館長 大変申し訳ございません。失礼いたしました。

未返却の方、貸出し停止になった方、訂正させていただきます。今現在約800人ほどいらして、貸出し停止の方は基本的には未返却の方という形になりますので、貸出し停止の方イコール未返却の方800人という形です。

○さの智恵子委員 ごめんなさい。その貸出し停止になった方も、返せばまた貸出しができるということで、例えば、うっかりのミスで返すの忘れてしまって、近日中に返すという方も多いかとは思うのですね。なので、大事なものは、この貸出し停止になったときにすぐ返してもらうことが大事なのですが、この貸出し停止というのは単に借りられないということだけで、返却の本を返すというところまでどのぐらいつながってるかということが大事かと思ってお聞きをしたかったのですね。そういう意味では、どこかのタイミングでこの効果というところでは、やはり貸出し停止になったので返却が今後進んでいくのかどうかと

ということなのです。返さなくても困らないって、変な意味、今度本を借りなければ困らないのですね。なので、そこを何とかすぐ早期に返却につながるような今度対策をしない限りは、この800人がどのタイミングで減っていくのかというところも、しっかりその辺は対策というか、現状も把握をしながらという対策を、是非今後の課題としてお願いしたいと思います。その辺部長どうでしょうか。

○地域のちから推進部長 もっともな御指摘だと思います。貸出し停止が返却にどれだけつながってるのかというのは、ちゃんと効果検証したいと思います。これが有効な手なのか、もしくはほかの対策が必要なのかというのは、その辺我々検討して、また改めて御報告させていただきます。

○さの智恵子委員 分かりました。今回は70万円余でございますが、やはり区民の大事な税金を使うということで権利の放棄でございますので、今後様々な対策をしながら、かといって、大いに区民の方には図書館も利用もしてもらいたいですし、ちょっとその辺のバランスはあるのですが、しっかり適切に期間の中で返してもらうということの推進も是非お願いしたいと思います。

以上です。

○かねだ正委員長 御要望ということで。

○横田ゆう委員 まず、年間の貸出しの総数は何冊なのでしょう。

○中央図書館長 年間の貸出しの冊数でございますけれども、令和5年度の統計まで現在出しておりますが、年間で貸出し点数は約260万冊という形となっております。

○横田ゆう委員 それはすごい数ですね。多くの方が利用しているということになると思いますが、年々増えてきてるのでしょうか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○中央図書館長 貸出し冊数ですけれども、ここ数年ですと、年々減少傾向となっております。

○横田ゆう委員 分かりました。やっぱり本を読む、文字離れというのがあるので、是非今回も、今度も梅島に新たな図書館ができたりとか、様々な人が注目するような図書館というのを造っていただきたいというふうに思うのですけれども。

もう一つ質問は、260万冊貸し出してる中で、返さない人もいるわけですね。この比率というのは何%ぐらいになるのでしょうか。

○中央図書館長 こちら議案説明資料別紙の9ページの方に貸出し年ごとの未返却冊数というものがございまして、ここに折れ線グラフがございまして、こちらが貸出し冊数全体に対する未返却の冊数のパーセントという形となっております。令和6年度ですと0.033%という形となっております。

○横田ゆう委員 そうすると、多くの方がきちんと返していて、一部の方がそういう形で残っているということで、それも少しずつ減っているという状況があると思います。

もう一つ、一つ提案したいのは、返却率の向上のためにも、それからまた区民の利便性を向上するためにも、返却ポストを増やしてほしいということなのです。図書館と区民事務所が離れているところがありますよね。そういうところに返却ポストを設置してほしいというふうに思うのです。例えば、伊興図書館と伊興区民事務所は別ですし、西新井区民事務所にも在りませんし、中川区民事務所なんかにも返却ポストを設置していただく。あと、区役所なんかにも設置して利便性の向上を図っていただきたいというふうに思うのですが、これはいかがでしょうか。

○中央図書館長 こちらブックポストの増設については、アクションプランの中でも未返却防止の対

策の一つとして掲げておりますので、適切な場所を見付けながら検討はしていきたいと思うのですけれども、一方で、一定程度の需要があるところに設置をしたいというふうに考えておりますので、区民事務所が適切かどうかですとか、利用人数等を見ながら検討させていただきたいというふうに思います。

○横田ゆう委員 分かりました。

○かねだ正委員長 よろしいですか。

○横田ゆう委員 はい。

○野沢てつや委員 今回権利の放棄ということなのですが、区としては本当に回収のために非常に努力してるなと思います。ですので、今回の権利放棄に関しては致し方ないなと思うのですが、5ページの方見ると、現在の督促方法及び実績ということで、メール、電話、はがき、SNS、訪問ということで本当にいろいろなことをやられた、努力されてるのですが、訪問しても返さないということは、具体的にはどういう理由で返さないということになるのでしょうか。

○中央図書館長 訪問しても返していただけない場合の大半は、訪問した際に御不在の場合が多くなっております。

○野沢てつや委員 不在の場合は、それで終了ということなのでしょうか。

○中央図書館長 不在の場合にはポスト等に不在票を投函させていただいて、こちらを御覧なっただいた方は返却をしてくださいというような形で、促しはさせていただいております。

○野沢てつや委員 そうですね。本当に非常に努力してると思いますが、そこら辺、もう少しちょっと改善していただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中央図書館長 訪問の方法については、よりよい方法検討していきたいと思います。派遣の職員で

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

も、実際の現場の様子等聞きながら検討してまいりたいというふうに思います。

○野沢てつや委員 これは要望です。どうもありがとうございます。

○かねだ正委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○かねだ正委員長 それでは、質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

○杉本ゆう委員 可決をお願いします。

○さの智恵子委員 可決をお願いします。

○横田ゆう委員 やはり引き続きの返却の努力をしていただくということで、賛成して。

○野沢てつや委員 可決をお願いします。

○かねだ正委員長 それでは、これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○かねだ正委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

〔執行機関一部退席〕

————— ◇ —————

○かねだ正委員長 次に、請願・陳情の審査に移ります。

本日は新しい委員構成になって初の委員会審査でありますので、継続審査中となっている請願・陳情の内容については執行機関から、また過去の審査状況につきましては区議会事務局長からそれぞれ説明を求め、その後、審査に入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

初めに、（１）５受理番号２７ 選択的夫婦別

姓制度法制化を早期実現するよう国に意見書の提出を求める陳情、（２）受理番号１ 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出するよう求める陳情、以上２件を一括議題といたします。

それでは、執行機関説明をお願いします。

○区民部長 それでは、陳情説明資料２ページを御覧ください。

件名は、５受理番号２７ 選択的夫婦別姓制度法制化を早期実現するよう国に意見書の提出を求める陳情でございます。

陳情の要旨については記載のとおりでございます。既に御承知のとおり、夫婦の氏は民法第７５０条で、夫婦は婚姻の際に、定めるところに従い、夫または妻の氏を称すると規定されております。

また、民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入を提言した法制審議会の答申が出されてから２５年以上が経過しております。

項番１の政府の動向ですが、法務省は平成８年と平成２２年に民法改正案を準備いたしましたが、国会に提出するに至っておりません。また、令和２年１２月に策定された第５次男女共同参画基本計画には、夫婦の氏の在り方に対して、国会の議論、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めるとの記載がございます。

項番２には、司法の判断、項番３には選択的夫婦別姓制度や旧姓の通称使用の希望等に関する国の世論調査結果が記載されております。今回の資料では、（２）の旧姓使用を希望する割合、横棒グラフの令和６年９月というのが新たな世論調査が記載されております。

項番４にあります他自治体の議会意見書の状況ですが、東京都議会では、令和３年６月に国及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度に係る国会審議の推進に関する意見書を提出しております。また、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

特別区議会でございますが、令和7年2月に品川区が意見書を提出いたしました。令和7年5月現在、16区で意見書を提出しております。

次に、5ページをお開きください。

件名は、受理番号1 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出するよう求める陳情でございます。御説明は先ほどの5受理番号27と同様でございます。

私からの説明は以上でございます。

- かねだ正委員長 続いて、過去の審査状況につきまして、区議会事務局長より説明をお願いします。
- 区議会事務局長 二つの陳情ともに意見書の提出を求めるものであり、全会派の意見が一致する必要はございますが、採択と不採択と意見が分かれ、全会一致とならず、議会の申合せにより凍結継続となっております。

以上でございます。

- かねだ正委員長 本件につきましては、ただいまの説明のとおり、引き続き凍結継続といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- かねだ正委員長 御異議ないと認め、凍結継続とすることに決定をいたしました。

次に、(3)受理番号3 子どもの心を育てる、情操豊かな音楽の街・足立区にする請願を単独議題といたします。

本陳情は新規付託でありますので、執行機関に説明を求めます。

- 地域のちから推進部長 では、お手元の請願説明資料地域のちから推進部の資料の2ページをお開きください。

受理番号3 子どもの心を育てる、情操豊かな音楽の街・足立区にする請願。請願の要旨としましては、こちら9点の方、受けております。それに対しまして、3ページお開きください。内容及

び経過ということで、執行機関が実施している取組の方を幾つか紹介してまいりたいと思います。

まず一つ目、「0歳児からのコンサート」については、こちら記載のとおり実施しております。

2番の子どもが日頃から音楽に触れ合える機会の提供ということで、現在執行機関が取り組んでいるものについてはこちら表のとおりになります。

以下、3、4、5、6、7、8、9と順次記載させていただきました。ちょっと1点だけ補足が、5ページの8各種コンクールについてでございます。こちらの方、請願の方ではクラシック、邦楽、ポピュラー等々各種コンクールということでしたいてるのですが、こちらの8番の(1)番については、音楽のみということで補足説明させていただきます。

続きまして、6ページ、7ページに、9番ということで、交響楽団等との契約と区内学校との音楽鑑賞教室などの教育事業についてを記載させていただきました。(1)(2)(3)とカテゴリー化してここでお示しさせていただきました。

私からの説明は以上でございます。

- かねだ正委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

- 横田ゆう委員 この説明の中で、生涯学習振興公社で行っている「0歳からのファミリーコンサート」というのがありますけれども、これは具体的にいうと、どこで何回ぐらい、どのような内容でやってるのでしょうか。

- 生涯学習振興公社学習事業部長 こちらにつきましては、令和6年度におきまして、11月2日に生涯学習センター、北千住の学びピアの4階の講堂で開催いたしております。

- 横田ゆう委員 内容的にはどんな内容だったのでしょうか。

- 生涯学習振興公社学習事業部長 こちらの方は、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

歌また三つの楽器などを使いまして、合唱を行ったりとか、あとは、特にゼロ歳からの小さいお子さんですので、そのお子さんたち分かるような童謡みたいなものを歌って唱和して、チョウチョウなどの歌などをやっております。

○横田ゆう委員 分かりました。じゃあ、その1回で158名ということなので、割と好評だったわけですか。

○生涯学習振興公社学習事業部長 御指摘のとおり、こちら申込みが2倍以上になっておりまして、大変好評でございますので、令和7年度におきましては、1日2回開催といたしまして、倍ぐらいのお客様を入れられるようにしたいと考えております。

○横田ゆう委員 分かりました。是非やっぱり需要が高いですので、進めたいというふうに思います。

それからもう一つは、やっぱり子どもの頃から音楽に親しむということは大切なことなのですが、身近なところで実際に歌を歌ったりとか楽器演奏したりとかという、できるそういうホールとか、そういうのが必要だと思うのですが、地域学習センターですとか、いろいろところで音を出していいようなスペースというものはあるのでしょうか。

○地域文化課長 学習センターの方に音楽室を備えたセンターもございます。また、レクホール、広い場所を通じまして、ピアノであるとかバイオリン等も講習を行っておりますので、大きな大太鼓なんか、太鼓の形は難しいとは思いますが、できるだけ皆さんに触れ合っていただけるように努めてまいりたいと考えております。

○横田ゆう委員 そうすると、地域学習センターに一つずつ在るということでしょうか。

○地域文化課長 音楽室は全てには備えておりませ

んで、今、2か所あります。ただ、それ以外のレクホール等も使って広く★★しております。

○横田ゆう委員 レクホールなんかも含めて、使える場所というのはセンターに在るということなのですね。

○地域文化課長 そのとおりでございます。

○横田ゆう委員 分かりました。

○かねだ正委員長 よろしいですか。

○横田ゆう委員 はい。

○かねだ正委員長 他に。

○さの智恵子委員 私、実は区民委員会3年目になりまして、監査の関係で3年間連続してということございまして、昨年度も同様の趣旨の音楽の街という多分切り口だったかと思いますが、そういう陳情も出ておりまして、そのときは様々議論の末、それが不採択になった経緯もございます。また今回、同じではない内容でございますが、音楽ということが切り口でこのような請願が出されたということもございまして、今回この9件の請願に対して、一つずつ、きめ細かく今区の現状も記載をしてくださっておりますので、本来であれば願意は満たしているのかなという印象は受けるのですが、請願者は同じ方から今回も出されているのでしょうか。

○区議会事務局次長 同じ方から出されております。

○さの智恵子委員 分かりました。

そしたら、そうですね、こちら多分その請願が出されて初めての委員会でのこのような形でお示しがされたかと思っておりますので、この趣旨のことで1度見ていただいて、例えばここがこうだとかという形の、この内容だけでこの議論というのがどうなのかなとちょっと思うところございますので、請願者に確認をしていただくということは可能なのでしょうか。

○区議会事務局次長 確認をさせていただきたいと

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

思います。

○かねだ正委員長 それは確認お願いします。

○杉本ゆう委員 ちょっと幾つか確認なのですけども、今さの委員からも言われたのですけれども、100%請願内容と一致というか、やってる部分、やってない部分、やってないというか一致してない部分もあると思うのです。僕もほぼほぼ願意は満たしているのかなと思ってるところはあるのですが、この請願内容と実際のこの説明内容のところでは幾つかあったのですけれども、例えば4番の学校での演奏会、無料定期演奏会、請願で出てきた三つの学校、綾瀬小、十四中、伊興中と書いてますけれども、これ見てみると、地域の方とかにもお知らせして、地域の人が入ってきていると。ちなみに、ほかの学校でも一応やってるかどうかとかは把握されてるのですか。

○教育指導課長 主にこの三つの学校で実施しているということで、ほかの学校につきましては、今のところ実施していないということで回答は受けています。

以上です。

○杉本ゆう委員 学校の判断の話なので、別に区の方から全部にやれというのも、それもまたちょっと違うなと思うところあるので、学校の方針もあるだろうし、特に地域の人、足立区の場合、地域の人、顔分かってる人ですけども、なかなか学校に外部の人入れるというのもハードル高い部分、自分自身も学校の教員だったらそういうところ気になっちゃう方なののですけれども、あると思うので、できるところ、オール足立でというのは理想ではあるのですけれども、そこはもう学校のそれぞれの地域事情もあると思うので、そういう意味でも、ここに関しては、そうだな、学校の判断でというところで、見てみるといろいろ全部区が主導してやっていこうという話なののですけれども、

もちろんこの9個ある項目の中で区が主導してやった方がいいよねと思うものもあるのですけれども、でも、それが大体もう区の方の主導でやっているように見えるのですけれども。

逆に言うと、今、今回、地域のちから推進部として、この請願内容に対して、まだまだもう少し頑張らなきゃいけないと思うのは、この内容としてはどこか少しありますか。

○地域文化課長 そうですね。学校の部活動でございますので、なかなか区として言えるところ難しいのですが、例えば、7月に夏のジョイントコンサートなんかギャラクシティで行っております。学校によってはそういったところに参加する学校さんも多くございますので、もし可能であれば、そういったところを各学校の方に紹介をして、そういう機会を設けて発表いただくような取組はできるかなとは思っております。

○地域のちから推進部長 少し総論的なところで私からちょっと申し上げますと、今回このいただいた請願の内容と我々の事業を比較したところでは、やっぱり今杉本委員が指摘された4番小・中学校の定期講演会なんかは、オール足立ではちょっとできてないというところもありますし、あとこの2番3番あたりも、我々としては請願者の意を酌んだ事業がちゃんとできてるかという、そこは不足してる点があります。それ以外については、こちら記載しているとおりなので、できてるのか、できてないのかというのは御判断いただきたいところなのですが、区としての文化行政の進め方としては、基本はやはり多くの区民に音楽に触れていただくということがまず基本大事なことだと思っております。ですので、先ほど横田委員からお話ありましたとおり、場所の確保だとか、そういうところで活動につなげるということが一番大事だと思っております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

それと、すごく得意な子を集めたのがったような企画というのも一方で大事だと思っております。ただ、そちらの方は、企画といい★★といい、できる限界がありますので、その辺というのは、我々既存の事業の中でできるだけ改善はしていきたいと思っています。一応そういった中で、今、文化行政の方は進めているところでございます。

以上でございます。

○杉本ゆう委員　という部長の御答弁からすれば、区としては今回の請願の内容について、別に後ろ向きなわけではない、基本的には前向きに進めていきたいという姿勢で、もう既にやっているという認識で大丈夫ですよね。

○地域のちから推進部長　これは、請願かどうかは別にしても、個別でこういう意見、必要ではないかということを直接お話いただければ、本当に改善できるところは改善しますし、うちの事業でマッチしてうまくいけるなと思うものであれば取り入れること全然可能だと思いますので、決して後ろ向きではなく、前向きな提案として我々執行機関としては受け止めているところでございます。

○杉本ゆう委員　ということであれば、先ほどのさの委員の意見と僕も一緒なのですけれども、区の方は基本的に前向きに取り組んでいるということと、そういう意味では、この請願の内容って願意満たしているという感じもします。先ほどもお話ありましたけれども、確認していただけるということなので、それを含めてまた議論した方がいいのかなという気もするので、今日はこれ以上あまり議論しても仕方ないのかなと思ってます。最後意見を言っちゃってすみません。

○かねだ正委員長　それはまた、杉本委員からも確認してくださいということで。

○吉田こうじ委員　今、様々御説明、議論があったところなのですからけれども、例えば請願者の方に意

向を確認していただくについても、今回のこの説明資料には、その請願の内容、9項目に対して区が今やってるところの9項目の御説明なのですから、大きく足立区として、例えばスポーツであったり、読書であったり、音楽であったり、子どもたちの情操教育のために必要なものっていっぱいあると思うのです。これ、この請願者の方のこの内容を全部網羅するには、例えば足立区が音楽で広く一つの大きなテーマを持って区政を進めていくみたいな、そういうものがないとなかなかこれやり切れない話なのではないかなと思うのです。だから、足立区としては、どういう方向で子どもたちの情操教育に取り組んでいるかというところを、まず一番最初にこの説明文の中に入れていただいて。多分そういうのをもちださるのです。だから、そういうのをきちんと最初に入れていただいた上で、足立区は今後こういうふうに進めていくんだという決意も込めてというか、そういう内容も込めて、そういう説明書きをやった上で、一つ一つについて、今、区としてはこういうふうにやっていますと、基本計画ですとかいろいろな様々な計画の中でそういうものもあると思いますので、子どもたちの情操教育に関しては足立区はこう進めていくという、まず大きくりの部分の御説明をいただいたもので請願者の方に提示しないと、これは分からないのではないかなと。一つ一つ、これはどう、これはやっています、これはどう、ここまでやっています、これはどうという感じだと、ただただのそういうものになってしまうと思いますので、やはりその辺は示していただく必要もあるのではないかなと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○地域文化課長　吉田委員おっしゃるとおり、やはりまず方針が何かということは明確に出す必要があるかと思っております。3分野計画も今見直

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

しを行っておるところでございますので、その中でまずしっかりと出すこと。あとは、改めてやはり今回いろいろな部署が、この音楽、芸術に関して対応している。それを、やはり情報を一つにして、区としてこういうものを、バリエーション多くやっていますよというものも合わせて出すことが、方針と情報提供ということが一番大事だと思っておりますので、改めてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○地域のちから推進部長 今、情操教育、区としてどういう方針でやっていくのか、そこをまず整理した方がいいのではないかということで、吉田委員から御提案いただきました。これは継続になった場合は、次回のこの委員会のときに、その辺をまとめて資料として出ささせていただきたいというふうに考えております。

○かねだ正委員長 請願者の方に確認するのは議会事務局からになると思うので、その資料を、吉田委員が今言われたような資料がもし在るのであれば、議会事務局の方にきちっと渡していただいて、やっぱり連携を取ってもらって、請願者の方に説明していただくという形にしてください。大丈夫ですか。

よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○かねだ正委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見をお願いします。

○杉本ゆう委員 今お話あったように、請願者の方に確認をしていただけるということですので、その上でまた次回と思いますので、継続をお願いします。

○さの智恵子委員 同じ理由で、継続をお願いします。

○横田ゆう委員 まだまだ審議が必要ですので、継続をお願いします。

○野沢てつや委員 継続をお願いします。

○かねだ正委員長 それでは、採決に移りたいと思います。

本件は継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○かねだ正委員長 御異議ないと認め、継続審査と決定をいたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

————— ◇ —————

○かねだ正委員長 次に、所管事務の調査を議題といたします。

(1) 町会・自治会活動の活性化支援に関する調査★★を議題といたします。

それでは、執行機関の説明を求めます。

○地域のちから推進部長 区民委員会資料地域のちから推進部の方をお開きください。

2ページになります。町会・自治会活動の活性化支援に関する調査についてでございます。

項番の2、御覧ください。町会・自治会数、加入率についてでございます。こちら表のとおり、年々下がっている状況でございます。

2ページの(3)直近の推移というところを御覧ください。令和7年度におきましては、町会加入率は42.61%と、前年比マイナス1.83ポイントという現状でございます。

続きまして、3ページになります。町会・自治会の加入や活動についてということで、世論調査結果の方、こちら記載してあります。

続きまして、4ページでございます。区の支援概要でございます。区の方としましては、こうい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

った支援メニューを補助金を用意して、各町会・自治会の支援に回っているところでございます。

5、今後の方針なのですが、活動周知や加入促進、こういったところを中心に、引き続き支援をしてみたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○かねだ正委員長 それでは、何か質疑ありますでしょうか。

○吉田ゆう委員 質疑だけさせていただきます。

3ページのアンケートの結果なのですが、(3)ですね、これは、複数回答可だったので、それだけお聞きしたいと思います。

○地域調整課長 申し訳ありません。正確なところを、ちょっと今手元に資料ございませんけれども、おそらく複数回答ではなかったかというふうに考えております。

○吉田ゆう委員 これを見ると、①②はその方の考え方なので致し方ないかなと思うのですが、③④は、これ努力すれば加入率増えるのではないかという御回答いただいている方もいらっしゃいますし、この辺をもう少し調査できるとうれしいかなというふうにも思いました。

それから、この支援概要ですね、4ページ5ページで、区の方から町会・自治会に対してこれだけの補助金、助成金が今出してますということで、先ほどの回答にもあったのですが、少ないパーセンテージですが、会費が高いからというお話もありました。その会費がどう使われてるかも分からないという若い方の意見も聞いたことあるのですが、こういう補助金とか助成金が出たおかげで、例えば会費がこのぐらいに抑えられてるだとか、なんかそういう説明資料みたいなデータみたいのって、難しいかもしれないけれども、そういうのを町会の役員さんたちにちょっとヒアリングしてみるとかというのも私

は必要なのではないかなというふうに。また、こういうところにもう少しお金支援していただけると、会費ももう少し抑えられるかなとか、その辺も調査できるといいのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○地域調整課長 吉田委員おっしゃられました会費の部分については、なかなか難しいかなと思うところもあるのですが、実際に町会運営していただいている方々の御意見をきちんと聞きながら、どんな支援が必要なのかというところをちゃんと区として捉えて、そこに対して助成をしたいというふうに考えております。

○吉田ゆう委員 それと同時に、ここはここまで要らないのではないかみたいなのももしあったら、言わないとは思いますが、そういうのも、逆にざっくばらんにヒアリングしながら、その辺の助成金の整理をしていくとかというのも私は必要なのではないかなと思いますので、そういう役員の方々へのヒアリングというのも一つ調査に加えていただけるとうれしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○地域調整課長 補助金の効果というところにつきましても、きちんと見定めながら、御意見聞きながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○野沢てつや委員 令和7年4月1日現在、町会・自治会数429団体ということなのですが、4ページ見ると、町会・自治会に対して区としては本当にいろいろな支援策を行っているようにも見えるのですが、一方で、令和6年度の実績を見ると、429団体あるのですが、町会・自治会に対する補助金以外は、結構やっぱり実績としてはすごい少ないのではないかなというふうにも見れるのですが、ここのところの認識はいかがでしょう。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○地域調整課長 全部の町会・自治会、429団体
今ございまして、一番上の運営のところ以外の個別の補助金に関しての部分で見ますと、確かに件数としてそこまで多くはない部分もございしますので、そこについてはきちんと周知をして、こういった補助金が在るのだということをまず知ってもらって、使っていただくような形で進めていきたいというふうに考えております。

○野沢てつや委員 私自身もマンションの自治会の会計係みたいのをやってまして、いつも思ってるのですけれども、結構これ補助金のこの申請とかって、町会長とか役員の方の高齢化が進んでるということで、結構ハードル高いのかななんていうふうにもちょっと思ったりするのですね。そこに対してどうアプローチするかが結構考えるべきではないかと思うのですけれども。もう少し積極的に区としてサポートしていく、よりサポートを厚くするのも必要なのではないかと思うのですけれども、そこら辺の認識はいかがでしょうか。

○地域調整課長 こういった町会の支援につきましては、各区民事務所が間に入って役員さんの方とお話をしながら、例えば補助金の申請の部分でこういったものが必要だ、書き方が分からない、そういったところにつきましては、寄り添いながら支援をしているところではありますけれども、引き続きその部分、強化していきたいというふうには考えております。

○かねだ正委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○かねだ正委員長 それでは、質疑なしと認めます。

次に、(2) 公社等の決算に関する調査についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会で、公社等の決算に関する調査につきましては、それぞれの所管の常任委員会で行うことに決定をいたしました。つきまし

ては、公益財団法人足立区スポーツ協会及び北千住都市開発株式会社の令和6年度決算について本委員会の調査事項とすることとし、調査を閉会中に実施したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○かねだ正委員長 御異議ないと認め、さよう決定をいたしました。

次に、(3) 令和7年度地方都市行政調査についてを議題といたします。

本委員会の所管事項につきまして、他都市の先進事例を調査する必要があるときには、地方都市行政調査を行いたいと思います。

なお、さきの各種委員会委員長会において、10月22日水曜日から24日金曜日の間で行うことが示されておりますが、調査事項、調査都市等を踏まえた上で今後日程を決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○かねだ正委員長 御異議ないと認め、さよう決定をいたしました。

調査事項、調査都市につきましては、何か御希望がございましたら、7月31日木曜日までに、文書をもって委員長まで提出していただきますようお願いいたします。

————— ◇ —————

○かねだ正委員長 それでは次に、報告事項を議題といたします。

(1) から (5) まで、以上5件を区民部長から、(6) から (20) まで、以上15件を地域のちから推進部長から報告を願います。

○区民部長 それでは、区民委員会報告資料区民部編2ページをお開きください。定額減税調整給付金（不足額給付）の対象人数についてでございま

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

す。

不足額給付の対象人数については、当初予算のときには、国が示した係数に基づいて人数を算出しておりました。今回、3月に確定申告が終わり、実際のそれぞれの個人の住民税課税のデータというのが整いましたので、それを国の算定ツールにデータを流し込みまして、実際の人数を算定したところ、当初予定した人数より増加することが判明いたしました。

1番の対象人数のところを見てください。(1)ですが、★★給付と言われる方が5万6,000人予定していたものが7万人。専従者控除等の非課税者については6,000人のところが1万人ということで増えてございます。これによって、不足額給付の予算も増額という形になりますので、今回補正予算で計上する予定でございます。

なお、対象者に対しての給付の時期が、遅延がないよう配慮をしております。

続きまして、3ページでございます。マイナンバーカード交付の遅れと対策についてでございます。

マイナンバーカードにつきましては、当初のマイナンバーカードをお作りになった方が10年目を迎えております。未成年者については5年ごとに更新ということでございますが、これが令和7年度の見込みが、令和5年度に比べてかなり見込みが急増しています。このために、現在2か月以上お待たせをしておりますけれども、これについて対策を取っていききたいということの御報告です。

まず、項番2の(1)でございますが、国からカードが足立区に送られてきて、そのICカードのきちんと作動するかどうかのチェック、そして通知をそれぞれの申請者に送るのですが、これを業務委託しております。こちらについて、業務委託の対策強化ということで、人員を増員いたしま

してスピードアップを図っているところでございます。

(2)でございますが、予約枠を拡大をしないと、せっかく通知が届いても予約が2か月以上掛かってしまうということもございますので、予約枠の拡大を行います。一番下の表でございますが、マイナンバー交付センター、休日交付を月2回だったところを月4回、2日間増やすというものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。証明書郵送請求における交付手数料のキャッシュレス決済の導入でございます。

住民票の写しであるとか戸籍証明書の郵送請求、これに対して、今までは郵便局での定額小為替、これをお買い求めいただいております。これを今回クレジットカードによるキャッシュレスも可能ということで導入するものです。実施時期につきましては、本年7月25日金曜日でございます。

2番には手続の流れ。

3番でございますが、23区では7区が既に実施済みでございますので、足立区が入って8区目ということでございます。

今後、ホームページ、SNS等で周知いたしますが、司法書士会館さんからも御要望いただいておりますので、こちらについては個別に御案内をしております。

6ページを御覧ください。各保険料に係る延滞金及び還付加算金事務の実施についてでございます。

これにつきましては、昨年12月6日の区民委員会で、システムが標準化に移行するに伴い、延滞金及び還付加算金の機能が標準装備されるということでお示したところでございますが、詳しい方針について決定いたしましたので、その御報

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

告でございます。対象になる保険料は、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、厚生委員会においては介護保険料というのが今回報告される予定でございます。

4番の対象となる保険料の年度でございます。今回対象となる年度が、令和8年度分以降の保険料を対象といたします。したがって、令和7年度分以前の保険料については対象外とさせていただきます。

7ページの9番でございますが、今回足立監査委員から御指摘をいただいております、延滞金の徴収及び還付加算金の支払いが実施しなかったことについては、適切に対応されたいと。そのときには、区民への十分な周知と分かりやすい条例規則等の根拠の整備に努めていただきたいということで付言をされているところでございます。

8ページ、今後の方針でございますが、本年12月までに、区民の皆様に分かりやすい要綱等を整備します。そして、周知でございますが、あだち広報、区ホームページ、国保だより、あだち長寿医療だより、介護だよりにより、区民の皆様周知していきます。

9ページでございます。後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続についてでございます。

本年4月3日に、厚生労働省から通知をいただきました。後期高齢者につきましては、マイナンバーカードを持ってるか持っていないかにかかわらず、全ての方に資格確認書を交付するというような通知でございます。今回、期限が7月の31日で更新の時期を迎えますので、この期限までに全ての方に資格確認書を交付するというものでございます。

なお、下の2番の今後の方針でございますが、あだち広報、区ホームページ、長寿だよりで周知してまいります。

私からの説明は以上でございます。

○地域のちから推進部長 地域のちから推進部報告資料2ページをお開きください。15件と件数多いので、ポイントだけ絞って説明してまいります。

まず、2ページの五反野駅公衆喫煙所設置場所の再検討についてでございます。こちら現在計画している場所以外での設置の可能性について改めて再検討したいということで報告させていただきました。

3ページの7番、今後の方針でございます。まず、今回の集約結果について、区の方針について改めて近隣住民に説明していきたいと思っております。それと(2)番なのですが、路上喫煙防止の指導員によるパトロールも重点的に行っていきたいと考えております。

続きまして、4ページでございます。

第2期足立区子育てサロン整備計画の策定についてでございます。こちら令和7年度から今後5年間の子育てサロン整備計画の方を別添のとおり策定いたしました。

項番の1、第2期足立区子育てサロン整備計画です。今回、1番の(3)(4)(5)とソフト面を入れ込んだ内容として作成させていただきました。

今後の方針なのですが、子育てサロンのいろいろなタイプをバランスよく配置、整備していくということで考えております。

続きまして、6ページになります。ワーク・ライフ・バランス推進企業eラーニングの実施についてでございます。

項番の4、御覧ください。内容、科目ということで、主な分野、主なコンテンツということで表にしております。こういったメニューを用意してサービスの提供をしていきたいと思っております。

7ページ進みまして10、今後の方針ござい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ます。（２）です。産業経済部が管理する企業情報データベース、こちらの方から抽出してチラシを郵送して、広く周知に努めていきたいというふうに考えております。

続きまして、８ページでございます。

ギャラクシティ臨時休館に伴い発生した損害賠償の和解についてでございます。

１、和解の内容でございます。損害賠償として２４９万２，０９４円を指定管理者が区へ支払うということで和解いたしました。

こちらの報告以上でございます。

進みまして、１０ページでございます。

ギャラクシティの設備更新に伴う改修工事についてでございます。

項番の１、改修内容です。今、我々の方としては、（２）番の改修規模、ア、改修内容ということで、建築、電気、機械ということで表の方を掲載してあります。あくまでも機能維持にとどめるような想定で今設計を進めているところでございます。

１１ページに移りまして、一番上に記載されている、イ、改修費用でございます。現在の見込みで１３０億円でございます。ウ、スケジュール予定、こちら記載のとおりスケジュールの方は今考えているところでございます。

続きまして、１２ページにまいります。

学習センターでの小学生向け夏休み子どもの居場所事業の実施についてでございます。令和６年に実施しまして、今年も引き続き実施したいということと考えております。

１、実施概要については項番１で記載のとおりでございます。

３の項番３、昨年度との変更点です。まず、チラシ等を使って周知の方を努めていきたいというのと、簡単な利用者アンケートも取って、次年度

以降につなげていきたいというふうに考えております。

続きまして、１４ページでございます。

学習センターの空き室を活用した中高生向け学習スペースの提供でございます。これまではロビー等を開放していたのですが、今年から初の試みとして、学習室空いていれば中高生に開放するというと考えております。内容についてはこちら記載のとおりでございます。

続きまして、１６ページでございます。

学びピア２１の土地賃貸借契約に基づく賃料見直しの不履行についてでございます。近年、土地価格が高騰しているところですが、平成１７年度以降、ＪＫＫとの土地の価格について、賃料の価格について見直しを行っておらず、相場価格と比較して低い金額で賃料を設定して貸していたということが判明いたしました。

項番の１、これまでの経過についてはこちら表のとおりでございます。

４、今後の対応です。１７ページでございます。

（１）賃料の見直し協議です。過去の賃料の差額については、法的には差異に係る賃料は請求できないが、できる限り頂けないかということでお願いしていく方針でございます。イ、今後の賃料改定です。区からＪＫＫに対して適切な賃料に改定する意思を示すため、内容郵便の方を送付させていただきました。

こちらは以上でございます。

１９ページでございます。

高野小学校跡地スポーツ施設の設置に向けた進捗状況でございます。

項番１、愛称名募集の応募状況です。こちら応募総数２８０件ありました。これから選考してまいります。選考方法については（３）を御参照いただければと思います。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

項番の2になります。条例制定に伴うパブリックコメントの実施でございます。我々としては今のところ4定で条例制定を考えておりますが、パブリックコメントを実施したいと考えております。スケジュールは記載のとおりでございます。条例案については21ページ以降記載してあるので、御参照いただければと思います。

続きまして、27ページでございます。

学校開放制度改革のスケジュール変更についてでございます。

項番の1、スケジュール変更でございます。新旧と上下で記載してあるのですが、旧の方で最初予定していたところなのですが、区民委員を公募したところ内定者がいないということが発生しまして、スケジュールを再度作り直した御報告になります。

続きまして、29ページでございます。

デフリンピックの機運醸成・競技会場来場者歓迎事業についてというところでございます。

項番の1については、デフリンピックの東京武道館の開催日程のお知らせでございます。

2番、項番の2、機運醸成事業ということで、(1)から(5)で区の方は取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、30ページでございます。3、選手来場者歓迎事業ということで、(1)(2)(3)の3点を考えているところでございます。

続きまして、31ページでございます。

「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」の策定についてでございます。

項番1、策定の背景でございます。区においてもこのような新たな図書館を目指すため、区立図書館の運営やサービスを見直し、充実させていくアクションプランを今回作成いたしました。

32ページをお開きください。4、協議会から

の答申及びアクションプラン素案からの主な変更点ということで、(1)から(5)の5点ほど盛り込んで変更したところでございます。詳しくは別添の冊子を御覧いただければと思います。

続きまして、33ページでございます。

中央図書館のリニューアルに係る設計業務委託事業者選定委員会の実施についてでございます。

項番の2、御覧ください。公募型プロポーザル方式を採用した理由ということで、こちらの方を記載しております。

3番の委託内容ですね、今回のプロポーザル、そして委託含める業務については、こちら1階及び外構が主なところになりまして、基本設計、実施設計まで進める予定でございます。

続きまして、34ページです。今後のスケジュールについては、プロポーザルの選定委員会を始めまして、10月下旬には候補者を選定していきたいと考えております。

続きまして、35ページでございます。

「あだち電子図書館」の実績と今後の方針でございます。

項番1、実績なのですが、電子書籍所蔵数7,198冊ということで実績として記載させていただきました。

36ページにお進みください。今後の方針です。令和7年度も引き続き、子ども、子育て世代向けの書籍を中心に選書を行っていきたく思っております。(2)は、令和7年度、新たに2,500冊の電子書籍を購入するということを考えているところでございます。

続きまして、38ページでございます。

「あだちはじめてえほん」事業の令和6年度実績でございます。

1、実績の概要なのですが、項番1になります。

(1) 3から4か月児向け、(2) 1歳6か月児

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

向けということで記載させていただきました。2番の実施状況は記載のとおりでございます。

最後40ページ、今後の方針なのですが、引き続き、子育てサロンが併設になってる施設だとか衛生部と連携して進めていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○かねだ正委員長 お疲れさまでした。

それでは質疑に移ります。

何か。

○さの智恵子委員 すみません。私の方から何点か質問させていただきます。

まず、区民部の方のマイナンバーカードの交付の遅れと対策ということで質問をさせていただきたいと思いますが、こちら最大1か月半を目指すということで、今回、対策強化と書いてございますが、こちら委託業者の人員増によって、40日間掛かってたものを25日程度と書いてあるのですが、何人ぐらいの人員の増加を予定されているのでしょうか。

○戸籍住民課長 事業者の人員ということになりますけれども、4人ほど増えて8人から10人ぐらいで日々処理をしていただくということで、既に4月から進めてございます。

○さの智恵子委員 8人から10人ぐらいで日々★★ということでございますね。分かりました。

こちらなのですが、6月末までで、これによりまして何人分ぐらいが、これ誕生月に合わせて送付をされてる感じなのでしたっけ。

○戸籍住民課長 マイナンバーカードは、誕生月の3か月前に切れますよということで国からお知らせ行きますので、申請がございましたら、その後、国の方でカードを作り、それが区に来て御本人にお渡しすると。大体1か月半程度であれば期限切れ前に出来るところなのですが、大変申し訳ない

ことに、今2か月ほど掛かってるところでございます。

○さの智恵子委員 私の場合なのですが、実は4月の28日でオンラインで申請をいたしました。6月の6日に窓口の予約の案内が来まして、実際に6月6日すぐ予約をしたのですが、取れたのが7月28日でした。若干7月の、前もあったのですが、様々な事情もありましてこの時期にいたしまして、場所は南館1階ということで希望をしたのですが、よく見たらマイナンバーカードの有効期限が切れてしまっているという状況になるのですが、これは特段問題がないのでしょうか。

○戸籍住民課長 大変御迷惑をお掛けして申し訳ありません。有効期限前に御本人に新しいカードが行くのが本来のことですので、その時点でまず問題あるということにはなりませんけれども、例えば所属する企業とかで誕生日前に提出することという縛りがあれば、そういったところでは一般の方には御迷惑をお掛けしているかもしれません。ただ、国民健康保険ですと、3か月期限後でも電子証明が有効であれば使えるということになっております。その点は救済になってございます。

○さの智恵子委員 分かりました。私もこの有効期限、ふだん見たことがないのですが、改めて見て過ぎてしまうんだと気が付きましたので、そういうお問合せがあった場合には、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

そして、こちら休日の交付実施日ということで、マイナンバー交付センターで2日間プラスになりますが、現在だと、例えば南館1階とか各住区センターでもお渡しをされてるかと思うのですが、全て合わせて最大何人にお渡しができる状況で、今、区は体制をつくられているのでしょうか。

○戸籍住民課長 御質問にありました住区センターではお配りできておりません。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○さの智恵子委員 申請ですね。

○戸籍住民課長 交付ですと、あとは戸籍住民課と、カード交付センターと、区民事務所で行っております。

○さの智恵子委員 区民事務所ですね。失礼いたしました。

○戸籍住民課長 失礼いたしました。今の時点ではまだ400件程度、1日。8月から更に増えるようにしていきたいと思っております。

○さの智恵子委員 では、交付センターが本当に一番多いお渡し場所ということだと思うのですが、先日エレベーターを乗っておりまして、交付センター何階ですかという方がいらっしやって、誤って多分区役所の方にお越しになったという方がいらっしやるのですね。ちょっと説明したらもうとてもがっかりされていて、歩くんですねってことだったのですが、やっぱりその辺の周知は丁寧で、書いてはあるのですが、車止めるところがないとかって丁寧に説明は書いてあるのですが、やはり来た方が、区役所に車を置いて、7分程度にはなりますけれども、しっかり場所が間違えないようにという、そういう配慮も是非お願いをしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

現在、そういう苦情とかはございますでしょうか。

○戸籍住民課長 やはりカード交付センター、旧再生館の隣ではありますが、分かりにくいとか道が狭いので行きにくいとか、あと、最近の要望では、バス停近く案内していただけるといいのということをしていただきましたので、それは最寄りのバス停を交付通知の方に書き込むようにはさせていただいているところでございます。

○さの智恵子委員 分かりました。是非丁寧な周知もお願いしたいと思います。

続きまして、地域のちからでもお聞きをしたいと思います。

まず、五反野駅の公衆喫煙所の設置場所の再検討という大変残念な報告がございます。こちらはもともといろいろな現状がございまして、こちらの方の近隣からの意見ということでは、こちらの方の近くで路上飲酒される長時間滞在、また、ごめんなさいね、3ページの5-2なんですけれども、イなのですが、長時間滞在、大声での会話による騒音等の問題発生が懸念され、防犯安全管理上で非常に不安を覚えというふうに、恐怖心が湧くと書いてあるのですが、このような喫煙所の現在苦情等が入ってるのでしょうか。

○地域調整課長 ほかの喫煙所ということではいいのですよね。そういった苦情は入っておりません。

○さの智恵子委員 ましてや、この五反野につきましては、交通広場内に交番が設置をされておりまして、とても考えにくいなという、そういう御意見ではあるのですね。こちら路上での迷惑喫煙行為という方が、逆に私の方から、たばこの本当にポイ捨てが多くて、一番ポイ捨てが多い駅だというふうに、今足立区内でも言われている状況なのですね。これ、もともと交通広場整備の際には、喫煙所の設置というのはもう区では決められたかと思うのですが、一旦中止にした事態で、中止にしたことで様々な事態で現在も設置がされていないという状況があるかと思いますが、こちらについて、すみません、副区長どのようにお考えでしょうか。

○副区長 吸う方と吸われない方、これかなり、現地にも入って住民の意見を聞いていると、どうしてもやはり迷惑施設という認識があられて、そういったところでのところだと思うのですが、ここは設置する前に、やはり住民等の合意形成が

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

大切なところだと思いますので、そこはまたほかの箇所の選定も含めてお話を聞く必要があるのかなというところで、今回決定ではなくて、あくまでも検討に入りたいということの頭出しでございますので、また改めて、候補地があるのかどうかも含めて御報告をしたいというふうに考えております。

○さの智恵子委員 分かりました。多くの駅を利用される方が、やはり西新井とか梅島を見ている、やっぱり乗る前に吸う方って本当に多くいらっしゃるって、私も吸いませんので状況は分かりませんが、そういうタバコを吸わない方も吸う方も、やはりその辺の利便性とか、その辺の担保は必要かなとは思っています。

これ今後、いつまでに再検討というあれはないのですが、再検討の時期についてはどのようなお考えでしょうか。

○地域調整課長 再検討の時期につきましてはこの場で、申し訳ありません、明確にお答えはできないのですが、私どもが実際に地域の方に入って、こういった声がたくさん出てきてしまっているということもございますし、過去2回、同じように実現に至らなかったという経緯もございますので、そういったことを含めて、今まで当たったけれども許可が出なかったような場所も含めて、再度設置できる場所というのに当たっていきたいというふうに考えております。

○さの智恵子委員 近隣の方とかは声を拾われる機会があるのですが、実際駅を利用される方はなかなか御自分の意見とか声が聞く機会が少ないかと思いますが、民意としてはやはり設置してほしいと、これは吸う方、吸わない方からも御相談がございますので、是非早期な実現を求めたいと思います。

そして、続きまして、子育てサロンの整備計画

についてお聞きをしたいと思います。

こちら令和7年度から5年間ということで、69の施設を目指すということでもございます。こちらちょっと1点疑問に思っているところが、この★★3タイプあるのですが、商業施設等内にすこやかプラザあだちが加わるのがちょっと違和感があるのですが、すこやかプラザあだちと、先月開設しましたらテラス北綾瀬の1日の利用状況については分かりますでしょうか。

○地域調整課長 すこやかプラザあだちの1日の利用状況が今手元にはないのですが、まず北綾瀬の方につきましては、オープンの初日ですが、オープンの初日のときに150組程度という、すごく多い数字の御利用があったということは記憶しております。

○さの智恵子委員 何が言いたいかというと、わざわざ子育てサロンに行くのではなくて、ついでにやっぱり寄りた方が多いのだと思うんですね。やはり、ポンテポルタとか、あとはギャラクシエも、上のお子さんを遊ばせて子育てサロンに行くと思うと、なかなかすこやかプラザあだちが、すこやかプラザに用事があるというのが年に数回で、子育てサロンの利用が同じということが考えにくいというのがございまして。

実は6月10日の日、小雨が降る中だったので、お知り合いの方を健康コンシェルジュさんにおつなぎするので、10時ぐらいですが、施設を訪ねました。施設全体がもう閑散としていたのですが、子育てサロンにも誰もいらっしゃいませんでした。そう思うと、地域でこの3つのタイプをバランスよく配置はいいのですが、ちょっと他の地域に比べてこの江北地域、本当にここがこの商業施設と並ぶようなところの考え方としてはどうなのかとは思いますが、この辺は駐車場があつてということだとは思いますが、やはり来

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

やすいとか、例えばスペースとかいろいろなことを利用してイベントを多く打つとか、やはりそれに匹敵するような今後検討も必要かと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○地域調整課長 すみません、住区推進課長兼務しているので答弁しますと、お答えしますというのを忘れました。申し訳ございません。

まず、今の御質問ですけれども、確かに商業施設と普通のすこやかのような施設というのが同じかと言われれば、当然違うというところではございます。ただ、今回位置付けを同じにしたというところは、さの委員からも今お話ありましたとおり、遠くからも来やすいという環境があるというところが1点。また、今回すこやかの方には、ハンギングチェアといいまして、少しほかにはない遊具を入れたりもしております、その地域の方だけではなくて、より多くの方に御利用していただきたいという思いもあって位置付けを変えたというところもあります。商業施設とそうではない複合施設的なところの部分については、そういった遊具の面ですとか、お話ありましたとおりイベント面での工夫ですとか、そういったところについては検討していきたいというふうに考えております。

○さの智恵子委員 是非お願いしたいと思います。

そして、ちょっと私最近ショックなことがあったのですけれども、保育園に通う4人のお母様と、その保育園の運営委員会のところで、子育てサロンについての御意見を聞こうと思ってお聞きをしました。今までに利用したことありますかと言ったら、4人が全員なしでした。保育園に通っている保護者が、そもそも子育てサロンに行く必要がないのですね。これから誰でも通園制度が始まったりとかして、ゼロ歳、1歳、2歳とか、小さいお子様たちが子育てサロンを望んでいるのかと。

ごめんなさい、これは本当に端的な極端な話なのですけれども、それで整備を強化していくとなくなったときに、今回3から4でソフト面でのということもおっしゃったのですけれども、今多分一番望まれているのは一時預かりなのですね。聞いたら、もしこういう制度があったら何が利用したいですかといったら、例えば商業施設とか、すこやかプラザでもいいのですけれども、用事があって行ったときに、子どもを預かってくれたら大変助かるという御意見はございました。

そう思うと、本当に区民の方が、利用される方がどういうことを望んでいて整備をするのかということについては、やはりこれ5年間の計画でもございますし、当事者の方たちの御意見というのは聞く機会というそういう場はもたれたのか、また、今後検討はされるのでしょうか。

○地域調整課長 今回計画をするに当たっては、まず子ども・子育て支援事業計画の方のニーズ調査というものを行って、そこで御意見を伺っております。また、それとは別に、子育てサロン自体の利用者に対するアンケートというところも取らせていただいて、例えば今回のその一時預かりの、一時預かりのところもそうですけれども、時間の部分、開室時間の延長などの御意見いただいて計画に反映させてきたというところがございます。

○地域のちから推進部長 今、さの委員の方からお話あった、保育園誰でも通園できると需要がなくなるのではないかと、若しくは一時預かりが必要が大きいのではないかとというお話がありました。その辺りは、我々としてもアンテナ張ってつかまないとはいけませんし、これ5年の計画ですが、もしそういった制度が変わったり、利用者の希望の変遷があれば、5年待たずに方針を変えることも必要だと思います。先ほど課長が答弁したとおり、その辺の需要はしっかりつかんで、またこちらの

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

委員会で報告して議論できればというふうを考えております。

○さの智恵子委員 分かりました。

今、課長から答弁あった、その利用者のアンケートというのはとても大事な視点なのですが、一方、利用されてない方のアンケートというのも大変重要かと思います。例えば、いろいろな様々な機会を捉えて、子育て世帯の方にどういう施設が利用しやすいとか、その辺もしっかり今後アンテナを張ってお願いしたいと思います。

すみません、最後長くなって申し訳ございません。一般質問でもさせていただきました夏休みの子どもの居場所事業です。これ1点だけ。

小学生については様々周知とか工夫が今後あるのですけれども、一方で中学生向けのこの事業なのですけれども、前日の午後8時の施設予約の締切り時点で空きがある場合に翌日の実施を決定し、速やかにホームページ、SNSで開放について周知するとあるのですけれども、この周知方法が本当に中学生に届くのかというのがちょっと疑問があるのですが、それについてはいかがでしょうか。

○地域文化課長 生涯学習支援課長兼務しておりますので、お答えいたします。

やはり、私もその周知の部分が一番ネックというか、鍵となってる部分だと思います。行ってやってないという残念感をやはりなくさなければいけないと思っておりますので、前日の午後8時という形で出させてもらっておりますが、まずは区のホームページに14センター、全てどこがやってるかを明確に出したいと思っております。やはり、一番近いところでなくても、保塚でなくても花畑でいいとか、そういう方もいらっしゃるかと思いますので、そういった形をできるだけ早くやっていきたいと思っております。

少し動きながらになりますが、いつの時点で部

屋を確保するかというところが大事ですので、もし、直前ではかの利用者が予約することがないようであれば、例えばもう1日前に部屋を確保するとか、そういうところは臨機応変に対応できるかなと思っておりますので、皆さんの声をいただきながら、しっかりと対応していきたいと考えております。

○さの智恵子委員 一方で、例えばなのですが、これは、案内したときに利用したいと思う、例えば、小・中学生には事前に登録をしていたいて、中学生には、例えばLINEとかで、結構区の情報って意外と私なんか入ってくるのですが、例えば明日はこうですよという情報がこちらから届くような、今課長がおっしゃってるのは、自分でホームページを見に行くというところなのですが、例えばLINEに自然に入ってくれば、それで、あしたやってるねとかという情報が漏れなく伝わるかと思うのですね。これ開始が7月の21日ですので、登録制度等ができるかどうかは分からないのですが、やはり情報を待つのではなくて届けるということも、特に中学生、今年から始まる事業ですので、これ例えば、1回登録をすれば毎日入ってくるよという情報は、結構子どもたちってすぐ、情報共有早いのですよね。ですので、だから、そういう方法も是非検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○地域文化課長 今年度はもう始まってしまいますのであれですけれども、利用者のアンケートも取りながら、来年度に向けてしっかりと改善していきたいと考えております。

○さの智恵子委員 せっかく小学生にはアンケートを取りますので、ぜひ中学生にもアンケートを取って、来年以降に活用をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○かねだ正委員長 御要望ということで。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○横田ゆう委員 今、子育てサロン整備計画について御意見ありましたけれども、私の方でもやはり子育てサロンについては、本当に毎日毎日子どもと一緒にいる、顔を突き合わせて毎日いるということで、髪の毛を切りに行く時間もない、買物する時間もないというときに本当に助かった、一時預かりが助かったなんていう意見も聞いておりますので、是非区民の声をよく聞いて進めていただきたいというふうに思います。

それで、この各保険料に係る延滞金及び★★加算金事務の実施についてということちょっとお聞きしますけれども、このシステム標準化によってどのように変わるのでしょうか。

○国民健康保険課長 このシステム導入によりまして、令和8年度以降の保険料等々につきまして、滞納されてる方が一定の基準に達した場合には延滞金が掛かるというような仕組みになってございます。

○横田ゆう委員 そうすると、これまでやってきたやり方、昨年からのこちらの我が党の方で、差押えの問題ですとか、払えない方を相談に行って分割納付にしたりとか、そういうやり方を進めていくことがあったと思います。それから、代表質問の答弁でも、そういったことで寄り添ったやり方、強制的なことはしないという答弁もあったというふうに思いますが、この答弁はこれからはきちんと守られていくのでしょうか。

○国民健康保険課長 横田委員おっしゃっていただいた昨年度のいろいろな事象につきましては、改めてこの場を借りておわびを申し上げたいと思います。

その中で私たち、滞納施策等々についても、丁寧に寄り添った対応というのを心掛けているところでございます。今おっしゃったように、いろいろな方々が様々な状況があろうかと思えます。そ

の方の状況を聞きながら、例えば執行停止であったり、そういった措置も講じながらやっていきたいというふうに思っております。

○横田ゆう委員 やはり区民というのは、督促状ですとかそういうものが来ると、これはもう払えないと思ったら一貫して払わなくなっちゃったりとか、諦めたりとか、そういうこともあるわけなのですね。ですから、やはりこちらの区の発信としては、いつでも相談に乗っていろいろな方法がありますよということで、その辺の周知をどういう形か、きちんとやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国民健康保険課長 今、横田委員おっしゃっていただいた周知活動、大変大切ですよという話につきましては、我々も同じ思いでございます。今回、国保だよりにおいても、この辺の周知活動をしておるところでございますので、今後も丁寧に啓発をしていきたいと思っております。

○横田ゆう委員 これまでも足立区では根雪を解かす対策、やり方をやってきました。この物価高騰の折には強制的な取立てをするということについては、やっぱり生死に関わるようなことになってくると思うのです。是非しっかりと相談も乗っていただいて、やっぱり執行停止も含めて、また生活保護につなぐことなんかも含めて是非やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国民健康保険課長 ある意味繰り返しの答弁になってしまいますが、本当に丁寧にやっていく。そして、横田委員おっしゃっていただいたように、場合によっては福祉政策につないでいくということも考えております。

○区民部長 すみません。補足の説明させていただきます。

先ほど来御質問のありました生活困窮で納付が困難な方には、保険料の執行停止、新たに導入い

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

たします延滞金の免除など、滞納者個々の実情に寄り添いながら丁寧に対応してまいります。

○かねだ正委員長 よろしいですか。

○横田ゆう委員 はい。

○かねだ正委員長 他に。

○杉本ゆう委員 幾つか。

まず、五反野の喫煙所の話からです。地域の方ですね。地域の方からの反対もあったというところと、一方で地域の人達から、マナーが悪いので早く喫煙所造ってほしいという意見が二つあります。この話、ここに書いてる反対されてる方の意見、お話直接伺ったことあるのですけれども、この書き方だともう何が何でも反対には見えるのですけれども、厳密にもうちょっと細かく正しく言うと、ここに書いてる近隣の方も反対されてるって、喫煙所を造ること自体には反対ではないのだということなのですね。ただ、今の場所というのが、そこのマンションの方だったりおうちの方だったり、家の玄関目の前であるというところがまず1点どうなのだという話で、喫煙所って周り、喫煙所の目の前に家がある喫煙所、梅島だって★★そうだし、西新井だって北千住だって、喫煙所の目の前に家はないよねと言われると、確かにそうですねという話です。

もう1個。五反野のこの周り、今ポイ捨てが一番多い駅ではないかとさの委員もおっしゃってましたけれども、この交通広場の一番奥、駅を降りる人も、乗降ですね、乗るとき降りるときの人の流れとして、ここがあんまり人通らないのではありませんか。そもそも、マナーの観点からどうだと言われている地域の中で、わざわざ、出来たからこの奥地まで入ってきて吸うのですかというのが反対されてる。もちろん、こう言ったらいけないのかな、反対したい、やっぱり反対だから、ここではないところ造ってほしいからもちろん言う部分も

あるのかもしれないのですけれども、ただ自分自身も現場見て、そこに関しては合理的な説明だなと思います。ということは、駅のやっぱりある程度近くないと、或いは多少離れてても、人の流れのその動線上にないと、やっぱりわざわざ、わざわざ自分が歩いていく道からずれて行ってくれるか、それがちょっと怪しいという話なのですよ。

前にも言ったのですが、警察に駄目だと言われたというポイント二つが、例えばタクシープール8台ありますよと。こう言ったらあれなのですから、五反野のタクシープールってほとんど車止まってない。タクシー乗りたいくても、むしろ乗れない。多分そこでも乗れないから、みんな駅前で流しのタクシー呼んだりアプリで呼んじったりしてるという話なので、このスペース8台分要らないから一部使ったらどうだという話をしたら、警察の方から駄目ですと言われた。さっき言ったように、交番があるのだから、交番のところだったらみんなそんな悪いことしないでだろうという御意見はそのとおりなのですから、交番の横とか前とかだと、何か悪いもの仕掛けられる可能性があるから駄目だと警察に言われた。というのは、今の課長ではなくて、前任の課長とか前任の地域のちから推進部の方からそういう説明を受けたのですけれども。

どうなんですかね、逆に言うと、質問なのですから、警察は駄目だと言ってるその法的な根拠みたいのはあるのですかね。自分たちが嫌で断ってるだけのように聞こえるのですけれども。どうでしょう、部長。

○地域のちから推進部長 法的な根拠はないと思います。ただ、交通広場というのは道路上になりますので、一応交通管理者の許可がないと我々は建てることはできませんので、そこは、警察が言ってる根拠というのは詳しくは聞いてみないと分か

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

らないのですが、基本そこでオーケーが出ないと我々は法的には造ることができないという認識でいます。

○杉本ゆう委員 分かりました。そこはもう改めて確認していただくしかないと思うのですが。

あともう一つは、これ五反野に限ったことではないのですけれども、よその駅もそうなのですけれども、やっぱり東武鉄道ですよ。これも以前お話、役所の皆さんから、地域のちからの皆さんから伺った話だと、東武にも相談したのだけれども全く取りつく島もないと、取り合ってもくれないという話だったのですが。

これ当たり前なのですけれども、そこを利用している、たばこのポイ捨て含めて、誰がでは、そこ歩いてる人たちの大部分は東武鉄道の利用者であるという認識を東武鉄道が持ってくれるようにしないといけないと思っていて、そこは別に東武鉄道民間企業なのでやる義務はもちろんないけれども、区としてもそこをお願いする権限もないのだけれども、そこもうちょっと交渉の余地はないものかという話なのですけれども。

○地域のちから推進部長 この東武鉄道の今の御質問の前に一つ答えると、北綾瀬も喫煙所をどこにするかと前議論したときに、やっぱりメトロの高架下がいいのではないかというお話、意見があつてそこで交渉したのですが、鉄道事業者からバツもらって、今、菖蒲沼公園の辺りに設置している状況です。

今、東武鉄道というお話ありまして、そこについては再度交渉しようと思ってます。杉本委員おっしゃるとおり、今回の質疑の中の冒頭で、奥まって利用者が少ないのではないかというお話ありましたけれども、それは私も同感でございます。ですので、もう1回、東武鉄道には当たりたいと思います。

それと、これ最初、サミットが2020年頃建て替えたのですが、その前の時点で1回サミットにもお願いしてました。サミット、あそこの中心的な通り沿いを持っていますので、その一角でも借りて喫煙所とお話したのですが、そのときに、どうしても臭いと、生鮮品を売ってるところの影響が心配でバツというお話もありましたので、そこ含めて、改めて利用しやすいところでもう1回当たるといふふうに考えてますので、そのところはまた追って報告はさせていただければというふうに考えております。

○杉本ゆう委員 分かりました。とにかく地域の皆さん、反対している人たちも、ここに造るのが反対だというだけの反対で、造ることに反対ではないので、ちょっと繰り返しますけれども、そこに関していろいろもっと鋭意努力していただきたいというのは思います。

ただ、これって、今五反田の問題、そこに例えばいろいろ、ちょっと希望的観測も含めて、どこかいいポジションに出来ましたよ。それだけで終わりではないんだと思うのです。今も喫煙所がずっとない状態で、ポイ捨てもそうですけれども、五反田の場合って近くのコンビニの前にみんな、言い方あれなのですけれども、夜とかになると、缶ビールとかチューハイとか買って、飲みながらたむろしちゃってそのまま吸っているというのと、今回正に禁煙区域つくっていただきましたけれども、どこの道がって、赤くなっているところも、結構細かい路地のところに、外から見えないところに入ってしまったてそこで吸っていて、その家の前がもうたばこの吸い殻でめっちゃくちゃである。なので、ここの取締りも含めてセットで厳しくやってもらわないと、喫煙所造っただけでは誰も使わない、結局何も変わらないのではないかといいところなんですけれども。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

取締役って、取締役してる人たちいますけれども、実際幾らでしたっけ。1, 000円、2, 000円。（「過料1, 000円」と発言する者あり）1, 000円。実際その1, 000円取られてる人というのはどれぐらいいるものなのか、人数的に。

○かねだ正委員長 分かる方いますか。

○地域調整課長 過料の件数は申し訳ありません、今手元にないのですが、ちょっとお時間いただいてお調べいたします。

○杉本ゆう委員 分かりました。今度で大丈夫です。

○かねだ正委員長 じゃあ、それは今度で。

○地域調整課長 令和6年度の過料の適用件数としては515件になります。

○杉本ゆう委員 分かりました。その話はそれで分かったの。今言ったように、いろいろ前に進めていただきたい。ここでこれ以上話しても変わらない部分だと思うので大丈夫です。

それと、さっきもあった、やはりさの委員から出た話で、高校生の居場所の自習室ですよね。これ前日午後8時って、確かにどうやって伝えるんだという話だったのですけれども。これ利用者側は、空いてれば、空いてた場合はいつまで予約はできるのですか。空いてればその日でも使えるみたいなルールだったのでしたっけ。一般の方ですよ。

○地域文化課長 一般の方は、基本的には当日でも大丈夫となっております。当日の予約も可能でございます。

○杉本ゆう委員 ということであれば、今年度どうしようもないということであるとすれば、高校生のために学習室ひとつ確保しようといういい取組だと思うのです。今おっしゃってたように、一般の人が使えなくなるのを、そこも考えなきゃいけないということで、基本的にはそっち優先で、空

いてるときは使えますでいいと思うのですが、だとしたら、この夏休みの期間だけは、もう今年度できなくてもしょうがないのですが、これ来年度以降の話になっちゃうかもしれませんが、もうあらかじめ春先から周知しておいて、夏休みのこの期間、高校生のこういう事業をやります、なので、この期間に関しては早めに予約してくださいという、その期間だけでも一般の人の予約の期限を早めておかないと、さっき言ったように、高校生たちに伝えられる、だって前の日の午後8時に言ったって、次の日どこで勉強しようか大体決まってるよなというところがあると思うので、ここら辺の改善の余地。分からないです、ルールってどうなのですか。今からでも変えられはしないものなのか、★★を。

○地域文化課長 そのルールは特に厳格に決められているわけではございません。運用の中で行っておりますので、今回準備期間も含めて、なかなか1週間前まで、1か月前までというアナウンスができませんでしたので前日という形になっておりますが、今の中でも検討しているのは、1週間前までに地域の方には予約をいただけるようにであるとか、もしくは3日前とかですね、その辺は利用者さんともお話をしながら、少し前倒しの予約期間というのも設けていきたいと考えておりますので、その辺も含めて、再度ブラッシュアップしていきたいと考えています。

○地域のちから推進部長 今の杉本委員の御提案、いい御提案だと思って今私聞いてました。ただ、今年度については、システム的な問題もありますし、やっぱり現場がそれで周知とか運用してるので、ちょっと今年は難しいかなと思います。もし現場の課題だとかシステムの課題が、できれば早めに区切ってそれでお知らせするというのは私も非常にいい案だと思いますので、それは宿題とし

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

て預からせていただければと思います。

○杉本ゆう委員 分かりました。それはそれで是非
お願いしたいなと思います。

あと、そういう意味で、一般の人の迷惑にならないようにするためになのですけども、実際高校生がどれぐらい、例えばふだんの夏休みとかではないときに、うちの近くだと地域学習センターエル・ソフィアが在るのですけれども、結構オープンスペースで勉強してる子いるのですね。高校生が夏休みになったよ。ふだん近隣の図書館とかも含めて行ってる子いるのかもしれないですけども、その人数って大体把握して、何ていうのだろう、企画としてはすごくいいのですけれども、それ開いたけど、そもそも、さっき言ったように、ちゃんと例えば来年きちっと準備したけれども実は来なかったということになったら悲しい話なので、どれぐらいリサーチしているのかなと、人数を。

○地域文化課長 正確な人数までは把握しておりませんが、土日と夏休み期間中は、やはり図書館なんかは机のところがすぐにいっぱいになってしまっていて、逆に一般の方、一般の区民の方が利用しようと思っても座る場所がないところまでは把握しておりますので、一定数、やはり中高生でニーズがあるように、私の方では把握しているところでございます。

○杉本ゆう委員 分かりました。

○かねだ正委員長 よろしいですか。

○杉本ゆう委員 大丈夫です。

○野沢てつや委員 まず区民部の方なのですが、5ページですね、証明書郵送請求における交付手数料のキャッシュレス決済導入ということで、これ非常にいい取組だと思うのですが、2番の方で手順の流れのところ、③申請管理番号を記載した証明書交付申請書を郵送というふうにあるの

ですが、やっぱり郵送自体は必要になってくるのでしょうか。

○戸籍住民課長 この申請書もそうなのですが、御本人の証明書類とかそういったものをどうしても郵送で頂く関係で、同封していただくということもありまして、郵送はどうしても今のところは除けない状況でございます。

○野沢てつや委員 将来的にはデジタル化をできる可能性ってあるのでしょうか。

○戸籍住民課長 全くゼロではないと思います。また、他の自治体の取組なども研究しながら探ってはいきたいと思っております。

○野沢てつや委員 是非検討していただきたいと思います。要望です。

続きまして、9ページですね、後期高齢者に係る資格証明書の暫定運用の継続についてということで、これ自体も非常にいい取組だとは思いますが、今ちょっと問題になっているのって、多分特別養護老人ホームとかに入所の方を病院に連れてく際に不都合が生じているという、そういうところに問題があるのではないかなと思うのですが、この辺はカバーできるようなイメージでよろしいのでしょうか。

○高齢医療・年金課長 既にそういった施設の方から要望があったりして、利用者さんとの合意の中で、例えばひも付けをしていた方がひも付けをやめたりとか、資格確認書が欲しいという、そういった手続もされておりますが、今回も全員にはお配りすることになりますので、★★いただけると思っています。

○野沢てつや委員 ありがとうございます。これは確認ですので、前向きに取り組んでいただければ、継続して取り組んでいただけたらと思います。

続きまして、地域のちからの方ですね、2ページ。ほかの委員の方がおっしゃってる五反野の公

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

衆喫煙所設置場所の再検討ということなのですが、これそもそも論でちょっと申し訳ないのですけれども、公衆喫煙所の整備を計画する際に、どういった方々集まって決めるのでしょうか。有識者の方とかも入るのですかね。

○地域調整課長 どの場所に設置をするかということでの議論ということではよろしいのですかね。

それに関しては、庁内での検討は基本になります。

○野沢てつや委員 何の検討。

○地域調整課長 庁舎内での関係者での議論という形で決めていく形にはなります。

○野沢てつや委員 その喫煙に関する専門家の方とかは入らないようなイメージでよろしいのでしょうか。

○地域調整課長 そうですね。申し訳ございません、今のところ、そういった喫煙の専門家が入ってその場所を決めるという形ではなってございません。

○地域のちから推進部長 ちょっとだけ補足ですが、そういった審議会形式で設置場所をどうするかというのは特にやってはいませんし、有識者というのは入れてません。ただ、この設置場所だとかやり方については、J Tの方がいろいろ詳しいので、我々分からないときとかアドバイスするときには、個別に相談してるところでございます。

○野沢てつや委員 J T、確かにすごくそういったものに対して見識あるのかなと思うのですけれども、何が言いたいかというと、こういう施設って、全員が納得する場所ってなかなか難しいと思うのですよ。ですので、ある程度有識者の方を集めた上で、データを積み重ねて丁寧な説明をした上で、大多数の方の合意形成を図るべきではないかと思うのですね。ですので、今回五反野は結構いろいろもめてますけれども、千住大橋に関しては逆に駅前に在り過ぎるのではないかなみたいなお声もちょっと聞いたりしてるのですね。ですので、こう

いった迷惑施設に近いようなものというの、本当全員が納得するのなかなか難しいと思いますので、有識者の方とかJ Tの方とか、そういった方々の意見を集約して、データを重ねた上で丁寧に説明していくという、そういう手法論もありなのではないかと思うのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○地域調整課長 確かに野沢委員おっしゃられるような御意見というのものもあるかなというふうに思うのですけれども、現状としましては、私どもが、例えばこの場所がいいのではないかと、距離的に離れていて、住んでいる区民の方、あとは駅を利用される方にとってもこの場所がいいのではないかとというふうに思っても、なかなか、先ほど議論の中でもありましたけれども、交通管理者の許可が得られないですとか、そういった区として設置したい場所になかなか設置できないという現状がございますので、有識者の方の、J T含め、そういった御意見はいただいたとしても、その場所になかなか設置できない、そこが今の課題にはなっているかなというふうに考えております。

○野沢てつや委員 課題は本当におっしゃるとおりではあると思うのですけれども、有識者の方の声をやっぱり悪いことではないと思いますので、前向きに検討していただけたらと思います。

続きまして、4ページ、子育てサロン計画、さの委員をはじめとして、いろいろな委員の方、確かに本当におっしゃるとおりだと思います。ただ一つだけ、すこやかプラザあだちについてちょっとお話をさせていただきたいと思うのですけれども、オープンしたてなので来場者の方が少ないというお話ではあるのかなと思うのですけれども、私結構行ってまして、行くと大体七、八組ぐらいの方がいらっしやいまして、あとはほかの子育てサロンと違うような遊具とかもありまして、個人的に

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

はまあまあいいのではないかなと思うのですよね。先日行ったときは柏から来たという方もおっしゃいまして、どこで調べたのだろうと思うのですけれども、情報のアンテナの高い方から結構評判もよさそうですし、子育てサロンに関しては本当にほかの委員の方のお話どおりではあると思うのですけれども、すこやかプラザに関しては、もう少し長期的スパンで考えてもいいのかなと思います。ただそれだけなのですけれども。すみません。

○かねだ正委員長 よかったねということですね。

○野沢てつや委員 意外といいなみたいな。すみません。

ごめんなさい。急ぎます。

10ページ、ギャラクシティの設備更新に伴う改修工事ということなのなのですが、ギャラクシティ、新築のときに110億円で工事費だったということなのですが、今回130億円ぐらいの改修費用を見込むということなのですが、金額ベースだけで見ると本当にやるべきでないように思われるのですが、一方で、区のシンボリックスポットでもありますし、各種雑誌でも取り上げられるぐらいな知名度があるということなのですが、昨今、民間を利用するPPPとかPIF推進アクションプランみたいのいろいろ叫ばれておりますけれども、こういった民間の資金とか知恵を導入するような、そういった方向性は今のところ考えてないということでしょうか。

○西部地区建設課長 野沢委員おっしゃるとおり、今回、当初の見込みに比べまして改修費用はかなり膨らんでという事情もございます。今回130億円という見込み出ささせていただいておりますけれども、現実的にこの金額で例えば入札を従来どおりやった場合に、果たして例えば区内業者様の方で取っていただくことができるのかというのは、金額規模的にそもそも現在のルールに照らし

合わせたときに受注できない可能性があるというところも含めまして、先ほど民間手法もそうなのですけれども、入札方法自体も今後検討していく必要があると考えておりますので、そういった意味で今回、本来は建築、電気、機械とある程度金額規模もございまして、そうした入札方法自体も議論する必要があるということで、今回総額にとどめさせていただいてという状況がございいます。

○野沢てつや委員 ありがとうございます。そうですね。入札方法、そして民間の資金の導入とか、そういったいろいろな手法論を考えながらも、継続していく方法を模索していただけたらと思います。これ要望です。

続きまして、14ページ。皆さんおっしゃっている学習センターの空き室を活用した中高生向け学習スペースの提供なのですが、これ時間帯なのですが、生涯学習センターにおきましては午後1時から午後5時半、地域学習センターにおきましては午後1時から午後5時なのなのですが、高校生、午後5時って早くないですか。

○地域文化課長 これは、あくまでも図書館フリースペースの混雑緩和というところの意味合いもあります。午後5時以降になりますと、午後8時とか夜まで図書館の方が開いておりますので、できればそちらの方に移っていただきたいと思っております。

学習センターの職員がどうしても午後5時から極端に職員数、運営面が手薄になりますので、やはり安全面も含めて集約したいという思いも含めて、午後5時程度でこの場はとどめさせていただきたいと考えております。

○野沢てつや委員 そうですね。執行機関としての本当に都合の方は承知いたしましたので、今後の課題として取り組んでいただけたらと思います。

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

以上でございます。

○吉田こうじ委員 もう時間もあれなので手短に。

聞きたいこといっぱいあったのですけれども。

マイナンバーなのですが、先ほど少し議論ありましたけれども、休日、本当にこれだけ開設実施していただけるのはありがたいのですけれども、これで、令和7年度見込みの9万3,000件、これはいけそうなめどは立ってるのでしょうか。予測で結構なのですけれども。

○戸籍住民課長 非常に膨大な数値ではございますけれども、1日当たりの件数というのがある程度限界に来てますので、やはりこういった日にちを増やすということで対応して、ペースは取り戻しつつありますので、何とかなるのではないかなと見込んでございます。

○吉田こうじ委員 今、若い方々、ほとんど働いてらっしゃる方も多くなってると思うので、やはり土日というのも大事なのですから、やはりアクセスというのも大事なので、今後はやっぱり場所を少し増やすとか、もう少しアクセスのいい場所というの御検討いただければなというふうにも思いますけれども、要望で結構です。

次に、地域のちからの方で、子育てサロン、これ整備計画なのであれなのですけれども、これ実際に所管の皆様の方では、ここの子育てサロン使用していただいてる、使っていただいている数というのが、増減というのもあると思うのですけれども、その辺の経緯というのは見守ってらっしゃるのでしょうか。ここの子育てサロンは最近増えるな、ここの子育てサロンは最近減ってるなみたいな。

○地域調整課長 子育てサロンの利用者数につきましては、各サロンの状況というのは随時確認している状況でございます。

○吉田こうじ委員 やはり、多分減少している子育て

てサロンもあると思いますので、どういうところが何ができるのかというのもサポートしていただきながら、やはりその辺の改革というの、質の向上と同時に、使っていただけるサロンにさせていただく必要もあるのではないかなと思いますけれども。整備の計画も大事なのですから、今ある箇所を充実させていくという視点も是非失わずにというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○地域調整課長 吉田委員おっしゃられるとおりかなというふうに思っております。子育てサロンに関しましては、運営方法がかなりいろいろなタイプがあります。ボランティア団体さん入っていただくもの、直営でやっているもの、委託でやっているもの、それぞれの運営に合わせた形で、サービス面、また職員の質の向上というところに努めていきたいというふうに考えております。

○吉田こうじ委員 好事例なんかも共有していただきながら進めていただければと思います。

次に、ワーク・ライフ・バランスの推進企業へのeラーニングで、こちら受講する方が人事労務担当者が代表者というふうになってるのですけれども、この分野を見ると、できればキャリアアップなんかに関しては、人事の担当者とか代表者だけではなくて、若い方々に受けていただきたいような項目もあると思うのですけれども、その辺は融通が利く話なのでしょうか。

○多様性社会推進課長 その辺の融通は取れるように対応していきたいと思っております。まずは、今年度初年度なので、どれぐらいのニーズがあるのか、どういった講座が人気があるのかということも踏まえながら、今後検討していきたいと思っております。

○吉田こうじ委員 eラーニングで400講座って素晴らしいなと思いました。これは、なかなかそ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ういうところまで手の届かない企業にとっては本当にありがたい施策だと思いますので、よろしくお願いします。

それからあと、飛ばして飛ばして、学習センターでの、先ほども議論ありましたが小学生向け、それから中高生向けというものあるのですが、これ小学生がわあってやってるところの脇で中高生がという、勉強していくというのなかなかつらいと思うのですが、その辺のすみ分けはきちっと行われるのでしょうか。

○地域文化課長 センターによっては、どうしても隣の部屋というものがあるかと思いますが、昨年度、大分大騒ぎしている学習センターもあったというふうにお伺いしております。その辺は区の方で、使うルールをしっかりと守りながら、遊んでもいいけれども、ほかの方に迷惑掛からないようにという貼り紙なんかも貼ろうかと思っておりますので、学習に支障がないようにしていきたいと思います。

○吉田こうじ委員 正にそれを提案申し上げたかったのですが、ルール付けをきちっとしていただいて進めていただければと思います。

小学生の方で職員の方が2名付いてというふうになってるのですが、定員が72名から16名というので、72名の定員で2名で大丈夫なのかという心配はあるのですが、その辺は対応されてるのでしょうか。

○地域文化課長 部屋の大きさを最大72名となっておりますが、昨年度の運用状況を考えますと、2名で十分かなとは思っております。ただ、あまりにも多くの方がいらっしゃった場合には、センターとも相談しながら、その辺は柔軟に対応していきたいと考えております。

○吉田こうじ委員 よろしくお伺いいたします。

それから、学びピアの賃料の見直しの件なので

すが、区は一旦向こうからの値下げの交渉に応じて値を下げて、それでそのままずっと来てしまいましたというお話なのですが、こちらの報告書では、協議に入るとか協議を開始するという意識でいらっしゃるのですが、J K Kは協議なんて思ってたんじゃないかなと思います。普通、大家さんから言われなければそのままになるのがもう当たり前なので、これ30年契約ということは、その都度その都度、そういうことがあったときにそういう話合いが持たれるということなのか、それとも一般の賃料みたいに、1年置きに契約を更新していくとか2年置きに更新していくとか、そういう仕組みになってるのか、そこだけ教えていただきたいのですが。

○地域文化課長 現在の契約では、定期的に見直しという項目がございましたので、今現状の状況になっております。J K Kの方とも、弁護士さんの方にも確認しましたら、やはり値上げに関しては、大家の方から提案しなければ相手方から申し出ることはないということで、しっかりと区の方が対応しなければいけないのかなと思っております。J K Kの方とも連絡取っている中では、J K Kもやはり相場よりも大分差があるという認識は共有できておりますので、しっかりと協議をして、速やかに対応していきたいと考えております。

○吉田こうじ委員 なかなか壁は高いと思いますが、これももったいない話ですし、こちらにも書いてありましたけれども、ほかの賃貸契約もしっかり見直していくということで、いいきっかけになったのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから最後に、図書館の。

○かねだ正委員長 いいですよ。続けてください。

○吉田こうじ委員 いいですか。もう時間もあれな

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ので、すいません。

図書館サービスデザインアクションプラン、これサービスデザインという、そちらのアクションプランって、これ足立区だけではないかなと思うのですね。新しい私は視点かなとも思います。そこで、やはり地域図書館と中央図書館をきっちりと新しい役割、新しくリニューアルしていった、そして、なおかつプロポーザルで中央図書館の方もやっていくという御報告をいただいているのですけれども、こちらのアクションプランを立てていく中で、図書館をどうしてこうというのは、多くの知見を持った皆さんとの話合いの中でアクションプランは進められていっていると思うのですけれども、図書館へ行くまでのアクセスというのですかね、そういうところというのは、プランを立てていく中で議論はあったのかどうか教えていただきたいのです。例えば、中央図書館まで、意外と行きづらいところにあるような気もしないではないのですけれども、北千住の駅から歩けばそこそこ掛かりますし、それなりの年齢の方が歩けば、これはやはりそこそこありますし、また、地域によっては、中央図書館行きたいけれどもちょっと遠いよなあと、バスの便はどうなのだろうとか、いろいろ具体的に中央図書館に集まるにはそういうところもやはり頭に浮かぶと思うのですけれども、その辺の議論というのはあったのかどうか、教えていただきたいのですが。

○中央図書館長 この度、協議会の議論の中では、アクセスに関する具体的な意見交換はございませんでした。吉田委員御発言ありましたサービスデザインということで、主にソフト事業の見直しということで議論をさせていただきましたので、建物の場所ということについては、議論の対象にはならなかったところでございます。

○吉田こうじ委員 このアクションプランそのもの

は、図書館をどうしてこう、こうしてこうというお話なので、それはそれで私は素晴らしいと思いますし、そのとおり進めていただければと思うのですけれども。具体的に、これは区の方で考えていただく内容なのかもしれないのですけれども、では、図書館までどれだけの人を集められるような周りのインフラをつくっていくか。例えば、地域ごとに中央図書館行きのワゴン車を出発させるとか、例えばそのようなことをやると、意外と乗る方多いんのではないかなとも思うのですよね。これは今、私がない頭で考えてることなので、やはりその辺は皆さんで議論していただいて、どうやったら中央図書館をもっと利用していただけるかという、具体的にそういうふうに足も考えた上で所管の方では進めていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中央図書館長 図書館にこういった形で足を運んでいただけるか、来ていただけない方の理由の分析というのは大事だというふうに思っております。それが、吉田委員御発言のようなアクセスの問題であるのか、単に我々の情報発信の不足であるのかですとか、そのあたりは、今年度の文化・読書・スポーツのアンケートなども取りましますので、そういったところも踏まえながら検討していきたいというふうに思っております。

○副区長 今の吉田委員のアクセスの関係につきましては、多分今後、公共施設等総合管理計画の中で、施設の集約だとか、交通結節点に施設を集約すべきだというような議論があれば、それも踏まえて検討する必要があると思いますので、その辺は所管の方と共有をしていきたいと思います。

○地域のちから推進部長 すみません。先ほど学びピアの賃料の件のところで、ちょっと一言だけ申し上げたいと思います。この件については本当大変申し訳ありませんでした。本来であれば、我々

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

から賃料を上げる交渉すべきところ、しなくて長期にわたって低価格での賃料ということで、本当に申し訳なかったと思っております。

今、J K Kに申し入れて、早急に協議して何とか早めに内容をまとめたいと思っておりますので、その点については改めて委員会で報告させていただければと思っております。

以上でございます。

○地域文化課長 すみません。先ほど私の答弁で一部修正させていただきたいと思っております。

杉本委員の方から、学習センターの部屋、いつまで予約できるかというところで、当日とお答えしてしまいましたが、正確には前日の夜8時ということでございましたので、訂正させていただきます。

○かねだ正委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○かねだ正委員長 それでは質疑なしと認めます。

◇

○かねだ正委員長 次に、その他に移ります。

その他何かありますか。

○横田ゆう委員 その他で、国民健康保険料、被保険者証の有効期限に伴う対応についてというところで、先ほど報告事項でも、マイナンバーカードの更新の手続も遅れているような状況の報告がありました。10月から実際に現在の保険証が使えなくなり、マイナンバーが資格確認書に切り換えられることになりましたけれども、更新に間に合わなかった人ですとか、忘れて気が付かないでうっかりしてしまった人とか、マイナンバーの有効期限が切れたときには失効してしまうという、そういう可能性があると思いますが、いかがでしょうか。

○戸籍住民課長 マイナンバーカードの有効期限が切れた場合でも、保険証は3か月資格確認ができるようになっておりまして、そのあたりは周知してありますが、そもそも御不安を与えてはならないと思いますので、マイナンバーカードの交付のペースを早めていきたいと考えてございます。

○横田ゆう委員 是非早めていただきたいのはやまやまなのですが、ほかにもやっぱり3か月も過ぎてしまったりとか、受診の際に資格確認の情報のお知らせを持たずに来たりとか、失効して気が付かなかつたりとかという場合があったら本当に大変なことになると思いますけれども、そういった場合はどうなのでしょう。

○国民健康保険課長 横田委員御発言のそういったお困り感のある方について、今、国の方からも、暫定的な運用をしてよいというような取決めも一部通知で出てまいりました。この後、各自治体の方で有効期限が切れるということの中で、この通知、6月27日の事務連絡という形で、有効期限切れに伴う暫定的な取扱いということで、お困り感がないようにということの通知も出ておりますので、こういったことをいろいろと周知しながら、区民の方がお困りなく病院、医療機関に掛かるようにしたいと思っております。

○横田ゆう委員 そうすると、切れていても、失効していても、保健証、資格確認書、資格確認の情報を持たないでも受診ができるという確証はあるのでしょうか。

○国民健康保険課長 こういった、今、横田委員御発言のとおり困り感のある方、例えば住所であるとか、お名前であるとか、そういったことを医療機関に伝えながら、キャッチボールできるようにということで、今、医師会の方にもこういった通知で、お困り感がないようにということを通知しておりますので、よろしくお願いします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○横田ゆう委員 絶対に医療に掛かれないということはないようにしていただきたいというふうに思います。

それから、現在のマイナンバー保険証の所有率は何%になりますでしょうか。

○国民健康保険課長 マイナンバーがある方が保険証にひも付けているパーセンテージでございますが、今、56%あまりとなっております。

○横田ゆう委員 そうすると、まだ半分ちょっとの方しかひも付けられていないという状況なのですね。やはり、まだまだマイナ保険証の普及も不十分、ひも付けられていない方も多い中で、見切り発車的に資格確認書とマイナ保険証と資格確認のお知らせに切り換えていくということは、本当に不安がいっぱいあるということになってきます。

我が党は代表質問で、世田谷区や渋谷区のように、全員に資格確認書を発行するということまで求めたところ、国から全員一律に資格確認書を交付する状況にはないという通知が出ているから一斉送付する考えはないという答弁がありましたが、本当に国のそういった悪政から区民を守るのがやはり自治体の役割でもあると思いますので、後期高齢者医療保険では資格確認書が一斉に交付しているわけですから、それと同じように一斉送付をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○国民健康保険課長 今、横田委員おっしゃったように、いろいろな意見、やはりこういったことを国の施策についてもおありかと思えますけれども、本会議答弁でも申し上げましたけれども、我々としては、国の方針に沿って資格確認書とこういった資格情報のお知らせというふうな形でやっていきたいというふうに思っております。

○横田ゆう委員 本当にこのマイナンバー保険証の給付も遅れている中で、様々なことを工夫をしても、まだまだきちんとした体制が整わないという

状況がこれまで続いてきているので、やはり、必ず医療機関に行ったときに受診できるような体制、この一斉に資格確認書を送付するということを考えていただきたいというふうに思います。意見です。

○かねだ正委員長 これは御要望ということで。

○横田ゆう委員 はい。

○かねだ正委員長 御要望ということですから、よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○かねだ正委員長 それでは質疑なしと認めます。

以上で区民委員会終了します。

午後零時04分閉会

速報版